

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるとき
は、その翌日)

目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

土地改良区の役員の就任(二件)(農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

◇ 公 告 家畜商講習会の開催(畜産課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第六百六十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
柄川悦司	鳥薬一〇四六	平成九年九月十六日

鳥取県告示第六百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市石州府土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	野坂松衛	米子市石州府四三三
〃	高橋 定	米子市石州府四四三
〃	山本 聡明	米子市石州府四一六
〃	高橋 順	米子市石州府四二一
〃	野坂次雄	米子市石州府四四八
〃	大前広光	米子市石州府四二二一
〃	坂根喜之	米子市石州府四二〇
〃	角田 實	西伯郡岸本町押口一〇
〃	井上繁美	西伯郡岸本町押口一一三
〃	金澤昭正	西伯郡岸本町押口一二二
〃	神庭武志	西伯郡岸本町押口一〇二
〃	高橋博隆	米子市石州府四三五
〃	梅林喜男	米子市石州府四四一
〃	西澤道幸	西伯郡岸本町押口一六六

監事

平成九年七月二十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 野坂 松衛 米子市石州府四三三

〃 山本 聡明 米子市石州府四一六

〃 高橋 順 米子市石州府四二一

〃 野坂 次雄 米子市石州府四四八

〃 大前 広光 米子市石州府四三二一

〃 古前 勝茂 米子市石州府四〇八

〃 坂根 喜之 米子市石州府四二〇

〃 角田 實 西伯郡岸本町押口一一〇

〃 金澤 昭正 西伯郡岸本町押口一二二

〃 神庭 武志 西伯郡岸本町押口一〇二

〃 中原 速美 西伯郡岸本町押口一六〇一二

監事 梅林 喜男 米子市石州府四四一

〃 高橋 強 米子市福万五九四一

〃 西澤 道幸 西伯郡岸本町押口一六六

平成九年七月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第六百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大原千町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 西木 孝義 西伯郡岸本町久古六二二

〃 上田 清 西伯郡岸本町番原四七七一一

〃 後藤 榮 西伯郡岸本町大原四六一

〃 亀田 衛 西伯郡岸本町須村五九〇

〃 下村 衛 西伯郡岸本町真野一〇二四

〃 柴田 節 西伯郡岸本町丸山八三一

〃 野口 睦行 西伯郡岸本町大原五七九一一

〃 西古 直弘 西伯郡岸本町真野五〇三

〃 奥田 英雄 西伯郡岸本町丸山三〇八一

〃 仲田 主 西伯郡岸本町須村八三五

〃 谷口 輝雄 西伯郡岸本町番原五八九

〃 中原 章博 西伯郡岸本町久古一二七八

〃 西郷 順一 西伯郡岸本町久古一三五〇

監事 下村 昇 西伯郡岸本町真野五四二

〃 後藤 英夫 西伯郡岸本町大原四二七

〃 竹 仲 満 西伯郡岸本町須村八二六

平成九年九月十日退任

就任した役員の指名及び住所

理事 下村 昇 西伯郡岸本町真野五四二

〃 柴田 節 西伯郡岸本町丸山八三一

〃 岡田 毅 西伯郡岸本町番原五五二

〃 野口 睦行 西伯郡岸本町大原五七九一一

〃 西古 直弘 西伯郡岸本町真野五〇三

〃 松原 卓夫 西伯郡岸本町久古一四一四一一

〃 奥田 英雄 西伯郡岸本町丸山三〇八一

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する講習会の次のとおり開催する。

平成9年10月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 日時

平成9年11月27日（木）及び同月28日（金） 9時から17時まで

2 場所

倉古市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所第5会議室

3 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 4時間

家畜の品種及び特徴 4時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

4 受講手続

(1) 受講申込書の交付

受講申込書は、県内の各地方農林振興局において交付する。

(2) 受講申込方法

所定の受講申込書に、写真（受講申込書提出前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので、縦3.5センチメートル、横2.5センチメートルの大きさのものとする。）及び講習会受講手数料（3,220円）に相当する額の鳥取県収入証紙をばり付け、平成9年10月31日（金）までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

- 〃 仲田 主 西伯郡岸本町須村八三五
- 〃 竹 仲 満 西伯郡岸本町須村八二六
- 〃 谷 口 輝 雄 西伯郡岸本町番原五八九
- 〃 潮 賢 西伯郡岸本町大原四四六
- 〃 西 郷 順 一 西伯郡岸本町久古一三五〇
- 〃 安 達 啓 治 西伯郡岸本町久古五一
- 〃 山 崎 一 夫 西伯郡岸本町久古二二一一
- 監 事 上 田 清 西伯郡岸本町番原四七七一
- 〃 細 田 勲 西伯郡岸本町丸山一六七一一
- 〃 亀 山 英 登 西伯郡岸本町久古二一九

平成九年九月十一日就任 任期四年

鳥取県告示第六百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業（中山間地域総合整備事業大和田団地地区区画整理）を平成九年十月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成九年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

5 問い合わせ先
 受講手続その他受講に関する問い合わせは、鳥取県農林水産部畜産課（鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7288）に行うこと。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成9年10月13日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敬 敏

1 講習の種別及び受講対象者
 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成9年11月27日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各 警察署の管内に居住す る者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続
 所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑